

⑥ 「いばらき業務改善奨励金」をご活用ください

問 県労働政策課 Tel 029-301-3635



詳しくはこちら

県では、国が実施する「業務改善助成金」に加え、県独自の助成制度「いばらき業務改善奨励金」を実施しています。この制度は、賃金引き上げ後の事業場内最低賃金が1,040円以上となった中小企業・小規模事業者などに対し助成金(国)の自己負担額の2分の1を助成するものです。

対象となる事業主の方は、ぜひ活用をご検討ください。詳しくは、右上の二次元コードからご確認ください。

対象事業者 ア、イのいずれかの要件を満たし令和6年1月以降に国の「業務改善助成金」の交付決定を受け、県への申請までに交付確定・支給決定通知を受けている中小企業・小規模事業者など

ア：令和6年1月から9月までに、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、引上げ後の額が990円以上になること

イ：令和6年10月1日以降に事業場内最低賃金を30円以上引上げ、引上げ後の額が1,040円以上になること

対象経費 生産性向上を目的とした設備投資

助成率 業務改善助成金(国)の自己負担分の2分の1

助成上限額 最大100万円(最低賃金の引上げ額、引き上げる労働者数によって上限あり)

申請期限 令和8年1月30日(金)

⑦ 入札参加資格の追加受付を行います

問 財政課(内線220)

市が発注する建設工事、建設コンサルタントなどの業務委託および物品販売・役務の提供などの入札(見積り)に参加を希望する場合は、市の入札参加資格者名簿への登録が必要です。

なお、物品販売・役務の提供などに関しては市への申請となりますが、建設工事・建設コンサルタントなど委託業務に関しては、県入札参加資格共同受付への申請となります。

【建設工事・建設コンサルタント等委託業務】 県ホームページ⇒「建設業担当」で検索

申請方法 茨城県入札参加資格電子申請システムからお申し込みください。

申請期間 5月7日(水)～13日(火)

【物品販売・役務の提供など】 市ホームページ⇒「参加受付」で検索

申請方法 窓口へ持参または郵送(書留郵便)、市ホームページからお申し込みください。

申請期間 5月7日(水)～13日(火)

※期間を過ぎて送達された申請書は受理しません。郵送による提出は当日消印有効、信書便による提出は当日通信日付印有効です。

※申請の要項および申請書などは、市ホームページからダウンロードしていただくか、窓口で配布しています。

※名簿登載有効期間は、7月1日から令和9年3月31日までです。

農地の貸し借りには、農地中間管理機構をご活用ください。

市農業公社 Tel 0296-73-6439